

令和元年12月より 水道料金等が変わります

令和元年10月から消費税等の税率が8%から10%に改正されます。これに伴い、水道料金、水道メーター使用料、下水道使用料を改定することになりました。皆さまのご理解をお願いします。

新料金について

料金の改定内容は、消費税等の増税分のみです

新料金は、12月分としてお支払いいただく料金からとなります。

水道メーターの検針は、2か月に1回行っており、お住まいの地区によって奇数月と偶数月に分かれていますので、地区により料金の計算方法が異なります。

【高台・大和・御崎・清住・相生・宮園・野束・敷島内】
にお住まいの方（偶数月検針の地区）

令和元年度11・12月分の使用水量（12月検針分）の半分が旧料金、残りの半分が新料金となります。
次の検針（令和2年2月検針分）以降はすべて新料金となります。

【東山・大浜・万代・栄】
にお住まいの方（奇数月検針の地区）

令和元年度12・1月分の使用水量（令和2年1月検針分）からすべて新料金となります。

※井戸水使用や下水道の一部接続などにより、下水道の排除水量を認定している場合も12月分の使用料から新料金となります。

新旧料金等の比較

主な新料金は次のとおりです。（料金表の一部を抜粋しています）

※2か月ごとに検針を行っておりますので、水道料金・メーター使用料・下水道使用料は2か月ごとの納付となります。

【水道料金】

用途	基本料金（1か月分）			超過料金		
	基本水量	改正前	改正後	超過水量	改正前	改正後
家事用	10㎡まで	1,620円	1,650円	1㎡につき	216円	220円
団体用	10㎡まで	2,160円	2,200円	50㎡まで1㎡につき	216円	220円
業務用				50㎡を超える1㎡につき	194円	198円
工業用	50㎡まで	10,800円	11,000円	100㎡まで1㎡につき	216円	220円
				100㎡を超える1㎡につき	194円	198円

※臨時用・船舶用等も変更いたします。

【メーター使用料】（1か月分）

口径	改正前	改正後
13mm	440円	450円
20mm	510円	520円
25mm	540円	550円
40mm	930円	950円
50mm	3,720円	3,790円
75mm	4,090円	4,160円

【下水道使用料】

用途	改正前	改正後
一般用（1㎡あたり）	194円	198円

※浴場用・臨時用も変更いたします。

